

◇参 考◇

全 国 の 概 況

時 系 列 表

<<事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、
製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額>>

(従業者4人以上の事業所)

年 次	事 業 所 数		従 業 者 数		現 金 給 与 総 額	
	実 数	前年比 (%)	実 数 (人)	前年比 (%)	実 数 (百万円)	前年比 (%)
平成9年	358,246	▲ 3.1	9,937,330	▲ 1.6	45,355,228	0.6
10年	373,713	▲ 2.2	9,837,464	▲ 4.1	44,825,260	▲ 3.5
11年	345,457	▲ 7.6	9,377,750	▲ 4.7	42,592,831	▲ 5.0
12年	341,421	▲ 1.2	9,183,833	▲ 2.1	41,728,759	▲ 2.0
13年	316,267	▲ 7.4	8,866,220	▲ 3.5	40,264,898	▲ 3.5
14年	290,848	▲ 7.3	8,323,589	▲ 4.9	37,108,782	▲ 5.6
15年	293,911	1.1	8,228,150	▲ 1.1	35,651,808	▲ 3.9
16年	271,088	▲ 7.8	8,117,805	▲ 1.3	35,503,232	▲ 0.4
17年	276,716	2.1	8,159,364	0.5	35,739,493	0.7
18年	258,543	▲ 6.6	8,225,442	0.8	36,236,436	1.4
19年	258,232	0.1	8,518,545	3.6	37,685,319	4.0

年 次	原 材 料 使 用 額 等		製 造 品 出 荷 額 等		付 加 価 値 額	
	金 額 (百万円)	前年比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)
平成9年	183,867,530	4.8	323,071,831	3.2	119,872,778	0.5
10年	171,995,976	▲ 7.9	305,839,992	▲ 7.0	113,193,073	▲ 7.5
11年	161,996,953	▲ 5.8	291,449,554	▲ 4.7	107,859,559	▲ 4.7
12年	169,733,006	4.8	300,477,604	3.1	110,242,635	2.2
13年	162,885,540	▲ 4.0	286,667,406	▲ 4.6	103,305,132	▲ 6.3
14年	152,082,143	▲ 5.7	269,361,805	▲ 4.4	97,458,726	▲ 2.9
15年	156,576,778	3.0	273,734,436	1.6	98,657,777	1.2
16年	164,955,844	5.4	284,472,147	3.9	101,817,087	3.2
17年	174,938,697	6.1	295,800,300	4.0	104,236,276	2.4
18年	191,033,327	9.2	314,834,621	6.4	107,598,153	3.2
19年	211,083,949	10.5	336,756,635	7.0	108,656,444	1.0

年 次	有 形 固 定 資 産 投 資 総 額 (従業者30人以上の事業所)	
	金 額 (百万円)	前年比 (%)
平成9年	13,380,763	5.9
10年	13,343,444	▲ 1.1
11年	11,089,230	▲ 16.9
12年	11,325,748	2.1
13年	11,845,227	4.6
14年	9,508,008	▲ 18.8
15年	8,924,926	▲ 6.1
16年	10,348,261	15.9
17年	11,738,923	13.4
18年	13,096,100	11.6
19年	14,020,169	7.1

注1：平成14年の前年比は、平成13年分類を組み替えしもので計算している。

注2：有形固定資産投資総額には建設仮勘定の増減を含む。

注3：平成16年の数値及び前年比は、「新潟県中越大地震に伴う平成16年捕捉調査」結果（一部推計を含む）を加えたものである。

注4：出典は平成19年工業統計表概要版（経済産業省 H21/2/13公表）

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、国勢調査で、調査対象事業所は申告の義務があります。

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、国勢調査で、調査対象事業所は申告の義務があります。

Industrial Survey Form 19 (甲 19 年). Includes sections for business information, assets, production, and financials.

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、国勢調査で、調査対象事業所は申告の義務があります。

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、国勢調査で、調査対象事業所は申告の義務があります。

★この調査票は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。
★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

平成19年工業統計調査 工業調査票乙 (従業員29人以下の事業所用)

工業統計調査指定制定統計号 第10号
工業調査票事業所番号
市区町村番号 調査区番号



1 事業所の名称及び所在地
2 本社又は本店の名称及び所在地
3 他事業所の有無
4 経営組織
5 資本金額又は出資金額(会社に限る)
6 従業員数(年末現在)

Table with columns for manufacturing products (製造品出荷額), processing income (加工賃収入額), and other income (その他収入額). Includes sub-sections for manufacturing products, processing income, and other income.

7 現金給与総額(年間)
8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額(年間)
9 主要原材料名及び簡単な作業工程

10 9のア、イ、ウの合計金額
11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(年間)
12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)
13 主要原材料名及び簡単な作業工程

★この調査票は、統計調査員により提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。
★黒インクのペン又はボールペンを用いて、細書ではっきり記入してください。
★記入に当たっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。
★欄は統計調査員又は市区町村、欄は市区町村、欄は市区町村又は都道府県、欄は都道府県で記入します。